



先進的介護伴走支援事業
公募型プロポーザル
募集要項

藤沢市福祉部介護保険課

1. 目的

本要項は、先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 優先契約候補者の選考

事業の実施にあたり、広く民間のノウハウ、知識、アイデアや経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、優先契約候補者を選考する。

3. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

先進的介護伴走支援事業業務

(2) 業務の内容

先進的介護伴走支援事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 委託契約予定期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで（令和6年度事業）

(4) 委託料の上限額

1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払条件

完了時一括払い

(6) 備考

本業務と一貫した考え方や方針で検討を深め、継続した事業実施等を行う必要がある場合には、上記委託期間終了後、最長で2027年（令和9年）3月31日までの期間については、年度ごとの更新による随意契約を行う可能性がある。

4. 本募集の停止条件について

本募集は、令和6年度藤沢市一般会計予算が藤沢市議会において議決されることを停止条件とする案件であり、当該予算の議決がされないときは、本募集は成立しない。

5. 委託者及び提案募集事務局

(1) 委託者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市福祉部介護保険課 企画・事業所担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-8270

メールアドレス：fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

6. 参加資格

本募集に参加することができる者は、募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格名簿に登録されている事業者であり、募集開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、決算書（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わるもの）の写し（直近1年分）を提出すること。

なお、いずれの場合であっても指名停止の措置対象事項に該当する行為を行っている場合は参加を認めない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式2）各号に該当する事業者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(7) 過去3年間の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰を受けていないこと。

7. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、スケジュールについてはすべて予定であり、今後変更となる可能性がある。

1	募集期間	2024年（令和6年）1月9日（火）から 2024年（令和6年）1月22日（月）まで
2	仕様書等への質問期間	2024年（令和6年）1月9日（火）から 2024年（令和6年）1月22日（月）まで
3	参加申込書、質問書の提出 期限	2024年（令和6年）1月22日（月）（必着）
4	質問に対する回答	2024年（令和6年）1月24日（水）までに 市公式ホームページ上で回答
5	企画提案書等の提出期限	2024年（令和6年）2月9日（金）（必着）
6	企画提案のプレゼンテーシ ョン・ヒアリングの実施	2024年（令和6年）2月20日（火）を予定 （詳細は決定次第、応募者に個別に通知予定）
7	選考結果の通知	2024年（令和6年）2月末

8. 参加手続き

本募集に参加を希望する者は「6. 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 反社会的勢力等排除に関する誓約書（様式2）：1部
- ウ 団体概要書、会社案内等：1部
- エ 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）：1部
- オ 次に掲げる納税証明書の写し（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）：1部
 - (ア) 藤沢市内に事業所がある場合
 - a 法人税、消費税及び地方消費税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

b 法人市民税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書

c 固定資産税（固定資産税がない場合は、無資産証明）

提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

(イ) 藤沢市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

カ 直近1年分の決算書（参加を希望する者が、「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格名簿に登録されていない場合）

(2) 提出書類の受付期間、提出方法等

ア 受付期間

2024年（令和6年）1月9日（火）から

2024年（令和6年）1月22日（月）まで

イ 提出方法及び提出先

「16. 問い合わせ先」に記載の提案募集事務局へ郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る。）により提出すること。発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで発送連絡すること。

9. 質疑

本募集に関する質疑がある場合には、先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル募集要項等に関する質問票（様式3）を提出すること。

(1) 受付期間

2024年（令和6年）1月9日（火）から

2024年（令和6年）1月22日（月）まで

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へメールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で受信確認を行うこと。

(3) 質問への回答

2024年（令和6年）1月24日（水）までに当市公式ホームページ上で回答を公表する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(4) 留意事項

ア 上記以外の方法（来庁・電話等）による質疑は受け付けない。

- イ 他の提案事業者に関する情報等、提案募集事務局が不相当と判断した質疑には回答しない。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書等は「8. 参加手続き」の期限までに、必要書類を提出した提案事業者が提出することができる。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成したもの。）
- イ 業務責任者及び担当者届出書（様式4）
- ウ 見積書（様式5）
- エ 受託実績報告書（様式6）

(2) 提出部数

- 原 本：各1部
- 写 し：各8部
- データ：各1ファイル（拡張子はPDFとすること。）

(3) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

2024年（令和6年）2月9日（金）必着

イ 提出方法及び提出先

原本及び写しについては、提案募集事務局へ郵送（特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る。）により提出すること。また、発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで発送連絡をすること。

データについては、提案募集事務局へメール添付等により提出すること。

11. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。

(1) 実施日時

2024年（令和6年）2月20日（火）を予定

※実施日、時間や場所等の詳細については、決定次第個別に連絡する。

(2) 時間配分

各事業者おおむね30分間（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含まない。）とする。

※企業説明等はプレゼンテーションの時間中に行うこと。

※当日は、原則として本業務の業務責任者によるプレゼンテーションを行うこと。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション・ヒアリング時に共有可能な資料は、提出された企画提案資料のみとする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

12. 審査・選定方法

(1) 事業者の審査・選定方法

事業者の審査・選定方法については先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル審査要領（別紙3）のとおりとする。

(2) 審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、各評価項目に基づき審査し、上記(1)に基づき総合的に判断して優先契約候補者を選定する。

イ 選定にかかる評価項目及び評価のポイントは、先進的介護伴走支援事業公募型プロポーザル審査基準表（別紙4）のとおりとする。

(3) 選定結果通知

選定結果については、参加申込書に記載の所在地に、2024年（令和6年）2月末までを目途に文書で通知する。

13. 契約の締結について

優先契約候補者との協議の後、本業務に関わる契約を当市と締結するものとする。

(1) 業務委託期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで。

(2) 仕様等の決定

仕様等は、選定結果通知後、当市と優先契約候補者との協議の上で決定することとする。
なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先契約候補者と調整を行うこととする。

14. 提案等の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の参加申込及び提案を無効とするとともに、以降の審査過程に参加することを認めない。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき。

- (2) 本募集要項の「6. 参加資格」に掲げる要件を満たさない事業者が申込及び提案したとき。
- (3) 本募集要項「3. 委託業務の概要 (4) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき。
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの。
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき。
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) その他、当市が指示した事項及び本募集に関する条件に違反していることが判明したとき。

15. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用はすべて提案事業者の負担とする。
- (3) 提案事業者は、優先契約候補者決定後において、本募集の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された提案書の著作権は、選定結果に関わらず、提案事業者に帰属する。ただし、当市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、当市は無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (5) 「8. 参加手続き」、「10. 企画提案書等の提出」による書類提出があったものの、その内容等が本募集要項に定める要件に合致していない場合等は、提出された書類の再提出の指示等を行う場合がある。なお、この場合において、当該指示等に従わない場合又は要件に合致した書類提出等が不可能である場合は、「14. 提案等の無効に関する事項」に定めるところにより、参加申込及び提案を無効とするとともに、以降の審査過程に参加することを認めない。
- (6) 本募集に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (7) その他、本募集要項に記載のない事項については、市長が別に定めるものとする。

16. 問い合わせ先

提案募集事務局

藤沢市福祉部介護保険課 企画・事業所担当

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-8270

メールアドレス：fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp